

○紀南地方老人福祉施設組合職員の定年等に関する条例

(令和5年3月30日)
条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の定年等に関しては、白浜町職員の定年等に関する条例（平成18年白浜町条例第28号）の規定を準用する。

附 則（令和5年3月30日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日より施行する。